北極星

2025 組合員アンケート 調査結果のご報告

今回、4年ぶりに現況届に同封する形でアンケートを実施しました。その結果、191件のご回答をいただきました。半数を超える組合員の皆さまからご協力をいただき、誠にありがとうございました。現在の施術所運営や情報提供の在り方を把握するための、貴重な資料となりました。

■調査概要
調査方法：記述式アンケート調査
調査期間：2025年11月1日(土)～11月30日(日)
対象者：組合員358名(27～81歳／男性302名・女性56名)

■回収状況
回集率：53.4%／男性54%(163件)、女性50%(28件)

《施術所内のことについて》

アンケート結果より一部抜粋

Q 施術料金（保険・自費を含む）の会計方法は？

会計方法は「現金」が最も多く、次いで「クレジットカード等のキャッシュレス決済」が続きました。「請求書対応」「その他」の回答もあり、施術所ごとに多様な対応が行われています。

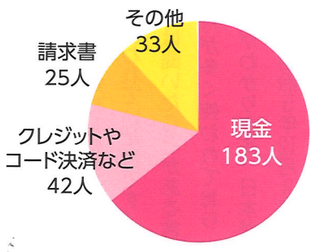

回答数 283人(未回答除く)

ワンポイント解説

会計方法は現金中心ではあるものの、**キャッシュレス決済を導入している施術所も増加傾向**にあります。患者さんの利便性向上や会計業務の効率化の面でも、今後の検討材料になりそうです。

Q 予約方法は？

予約方法として最も多かったのは「来院時次回予約」、次いで「電話予約」でした。「LINEやウェブ予約」も一定数利用されており、デジタル予約の活用も進んでいます。

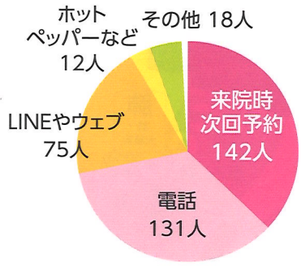

回答数 378人(未回答除く)

ワンポイント解説

対面・電話といった従来型の予約が主流ですが、**LINE等を活用した予約管理**も徐々に定着しています。予約の取りこぼし防止や業務負担軽減の観点から、今後さらに広がる可能性があります。

Q 施術しない事務スタッフの有無は？

事務スタッフが「いない」と回答した施術所が全体の約6割を占めました。一方で、「事務スタッフがいる」「施術者が事務も行っている」という回答も見られます。

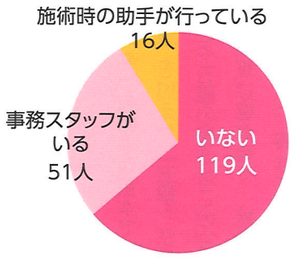

回答数 186人

ワンポイント解説

多くの施術所では、**施術と事務を兼務している実態**がうかがえます。事務負担の軽減や業務効率化は、今後の共通課題といえそうです。

発行所
北海道鍼灸マッサージ柔整協同組合
編集発行人／吉田 孝雄
札幌市中央区南1条西13丁目317-3
フナコシヤ南1条ビル3F
電話(011)213-1033
FAX(011)213-1034
E-mail:hokushinkyo@dolphin.ocn.ne.jp
hokushinkyo.jp
北鍼協

広告ガイドラインについて

鍼灸部会 部会長
整骨 鍼灸 漢方 薬膳 福 **堀口 恭弘**

皆さま、『鍼灸柔整新聞』1239号（2025年12月20日）は読まれましたでしょうか。2面に興味深い記事が掲載されていました。

厚生労働省は、令和6年秋に「施術所ウェブサイト調査」を実施しました。全国の施術所から300件を無作為に抽出し、各都道府県で、あはきおよび柔整の施術所がそれぞれ1件含まれるよう調整され、広告ガイドラインが示される前に実施されたものです。

厚生労働省医政局の医事専門官は、「**インターネット上の情報発信は広告とはみなされないが、仮にガイドラインに照らした場合、かなり違反が多い印象がある**」と述べています。その上で、参考のため今年度も同様の調査を行う意向を示しているとのことです。節度ある情報発信・広告の重要性を改めて感じさせられます。また、施術所の名称について、指摘を受けた当事者の声をお聞きしました。

2020年8月開設時には名称使用に問題のなかった「サロン」と言う言葉について、2025年ガイドライン変更後、移転手続きの際に名称にサロンがついていることに対し保健所職員側からの指摘を受けた。職員からの説明によると、変更後に新規開設、移転する院に対しては使用出来ない、変更する様に言っているとのこと。又、現段階で既存の院に対しては現状維持でいいとの返答を頂いた。

これまで使用できていた名称であっても、現在は使用できなくなっているものが少なくありません。例えば、**「○○鍼灸整骨院」「○○治療院」などの名称についても現行の基準では受理されない**ものとなっております。移転や新規開設を予定されている場合は、十分な注意が必要です。

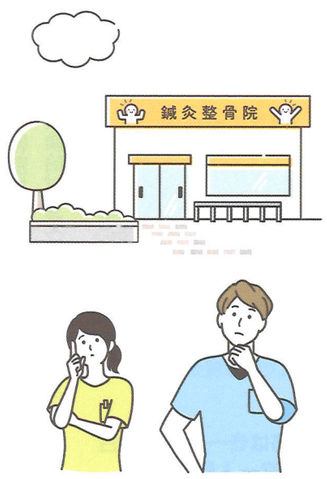

旧暦と東洋医学

昨年、組合員のみなさんにご協力いただいたアンケートにて、北極星で取り上げてほしい内容で『旧暦に関する内容』という回答がありました。そこで『旧暦』について調べ、東洋医学との関連性を考えてみました！

『旧暦』とは月の満ち欠けを基準にした暦で、明治5年の終わりころまで日本で使われていた暦です。睦月、如月、弥生…と誰もが一度は聞いたことがある言葉ですが、よく見ると名前に月が多く使われており『月』を基準とした暦であることがわかります。日本が旧暦から今の新暦に変わったのは明治5年12月3日でしたが、なんとその明治5年12月3日をそのまま新暦としての明治6年1月1日にしてしまったことで旧暦の季節感と今の季節感にズレが生じるようになったそうです。旧暦での季節の分け方は春が2月・3月・4月、夏が5月・6月・7月、秋が8月・9月・10月、そして冬が11月・12月・1月となります。

この暦と季節のズレを補正する目安として、大寒や立春などのように1年間の季節を24に区切る『**二十四節気**』などが用いられるようになりました。『二十四節気』は季節の移り変わりを示し、太陽暦に基づいています。1年を春夏秋冬に分け、それぞれを6つに細分化した計24の節気から成り立っています。

これらは、太陽が空を動く道筋（黄道）を360度として15度ごとに区切り決められました。約15日ごとに訪れる節気は自然の変化や農作業の目安として古くから用いられており、たとえば「春分」「夏至」「立冬」などが含まれます。昼と夜の長さが同じになるとか、かぼちゃを食べるとか、現在でも季節感を大切にする文化やカレンダーに活用され、私たちの暮らしに根付いています。

季節は本来『春・夏・秋・冬』の四季が基本ですが、東洋医学ではこれに『長夏』を加えた『**五季**』が基本になっています。陰陽の強さや五臓の働きはこの『五季』と関連しており、晩春から長夏は陽が強く、秋から早春までは陰が強くなります。また、春は肝、夏は心、長夏は脾、秋は肺、冬は腎が活発となり、『五季』の変化は五臓に直接影響を与え、間接的にほかの器官に作用を及ぼすそうです。

さらに東洋医学では『**五運六気**』で天候や気候が人の体にどう影響するかを読み解いているそうです。

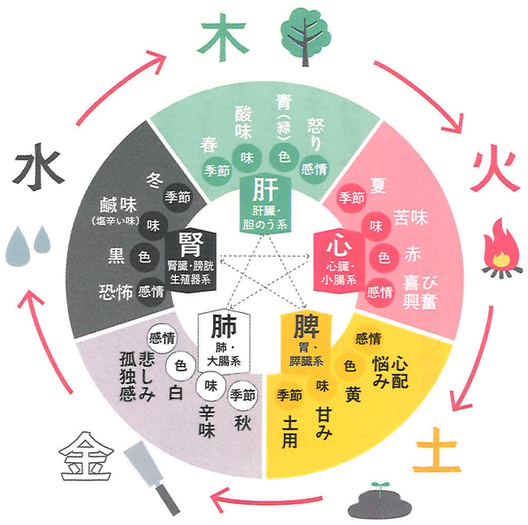

「五運」はその年1年間を支配する「木・火・土・金・水」の5つの気（五行）でその年の基本的な気候の「性質」が決まり、「六気」は1年を6つの季節に分け、その時期ごとに巡ってくる「風（ふう）・暑（しょ）・火（か）・湿（しつ）・燥（そう）・寒（かん）」という6つの気候要因のことで、この「五運」と「六気」の組み合わせで、「今年は『湿』が強めだから、胃腸（土）の不調に注意しよう」「この時期は『乾燥』が来るから、肺や喉を潤すケアをしよう」というように、その年に流行しやすい病気や体調不良を予測できるようです。

この予測に基づいて様々な健康法や対処法が多く提案されているようですので、季節に合わせた過ごし方や、体調管理のためのアドバイスに役立ててみるといいかもしれませんね。

☆今回テーマをご提案いただきありがとうございました！☆

珈琲ぶれいく

今月のテーマは前号に続き「**金融特定分野クイズ**」です。頭を柔らかくして是非挑戦してみてください!!

1 一般に「人生の3大費用」といえば何？（正答率46.2%）

❶ **一生涯の生活費・子の教育費・医療費**
❷ **子の教育費・住宅購入費・老後の生活費**
❸ **住宅購入費・医療費・親の介護費**

2 100万円を年率2%つく預金口座に5年預けた場合、この口座の残高はいくらになる？但し、入出金なし、利息に係る税金は考慮しない。（正答率42.5%）

❶ **110万円より多い**　❷ **ちょうど110万円**
❸ **110万円より少ない**

3 インフレ率が2%、普通口座預金であなたが受け取る利息が1%の場合、1年後にこの口座の預金を使ってどれくらいの物を購入できますか？（正答率55.2%）

❶ **今日以上に物が買える**
❷ **今日と全く同じだけ物が買える**
❸ **今日以下しか物が買えない**

4 保険の基本的な働きに関する次の記述のうち、適切なものはどれ？（正答率50.0%）

❶ **リスクの発生率は高いが、発生すると損失が大きい場合に有効である**
❷ **リスクの発生率は低いが、発生すると損失が大きい場合に有効である**
❸ **リスクの発生率は高いが、発生すると損失が小さい場合に有効である**
❹ **リスクの発生率は低いが、発生すると損失が小さい場合に有効である**

【答え】

1. ❷ 意外と正答率が低い問題です。
2. ❶（正に複利の問題です）単利なら110万円、複利なら110万4080円。**雪だるま方式とは正にこのことで小さな積み重ねが大きなお金に変わります！**
3. ❸（今日以下しか物が買えない）**インフレ＝物の値段が高くなる＝お金の価値が実質目減りする**という事です。近年のウッドショックが最たる例です
4. ❷ 保険は**「起きる確率は少ないけど、起きた時の損失が大きくて破産してしまうようなリスク」**に対して備えるものです。

皆さん、何問答えられましたか？意外と難しかったでしょうか？金融に関するお問い合わせは鎌田までお問い合わせください！　（小規模企業共済スタッフ　鎌田 光彦）

ぽっちで働いていても労災保険に加入できます！

あん摩マッサージ指圧師、はり師、灸師、柔道整復師に、国の労災保険の特別加入が認められ、業務災害により被災した場合に保険給付を受けることができます。

〈例〉
1年間の保険料 10,950円
＋
会費 6,000円（500円/月）
1カ月あたり1,413円の負担

安心して働くことができます！

休業補償で
1日1万円 支給を受けられます！

〈労災保険とは〉労働者が業務または通勤によって被ったケガや病気に対して国から補償を受ける制度です。従業員を雇わずお一人で治療院を経営している方が対象になります。

お問い合わせは（平日 9～18時）
北海道あはき一人親方組合
北鍼協一人親方組合
TEL 011-213-1312（斉藤）

編集後記

春の訪れが近いですね。3月に入り本格的な卒業シーズンを迎え、各地で卒業式の便りが届いています。一方で大学入試もピークを迎え合格発表をドキドキしながら待っている子どもたちも多いのではないでしょうか。どうか雪解けとともに明るい春を迎えられますように。

次号の北極星は5月発行予定です。どうぞよろしくお願いいたします。